特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
湯川村は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
湯川村長

公表日
平成31年3月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、軽自動車に対し、4月1日現在の所有者もしくは使用者に対し車種等により賦課する。 (1)賦課に係る業務 ①軽自動車台帳の管理（登録、名義変更等のシステム入力） (2)減免に係る事務 (3)納税証明書、標識交付証明書等、軽自動車に係る証明書の発行
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税賦課情報ファイル 車両情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務であって主務省令で定めるもの ・内閣府・総務省令 地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第9条第1項　別表第二のうち第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 ・情報照会の根拠 番号法第19条第7号（別表第二の第1欄（情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの）第27の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀞18番地　湯川村役場住民課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月24日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	課長　常法寺康文	課長　坂内真隆	事後	
平成28年10月24日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福島県河沼郡湯川村大字笈川字長瀞甲875番地5　湯川村役場住民税務課	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀞18番地湯川村役場住民税務課	事後	
平成29年9月15日	5. 評価実施機関における担当部署　①部署	住民税務課	住民課	事後	
平成29年9月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住民税務課	住民課	事後	
平成29年9月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀞18番地湯川村役場住民税務課	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀞18番地湯川村役場住民課	事後	
平成31年3月1日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	課長　坂内真隆	課長		様式変更に伴う変更
平成31年3月1日	Ⅳ　リスク対策		追記		様式変更に伴う変更